

(昭和二十五年五月の調査要綱)

特別消費者価格調査要綱

総理府統計局

一 調査の目的

総理府統計局は連合國軍總司令部の指令にもとずき、昭和二十一年七月以降全國二十八都府につき消費者価格調査を実施しているが、各方面の要望により昨年五月及び十一月に特別消費者価格調査を行った。然しこの種の調査は一年限りでは不充分であるから更に本年五月に前回と同じ規模亦法により本調査を行い、これにより全國各地における消費者価格の異動ならびに消費生活の態様を明かにせんとするものである。

二 調査事項

調査世帯につき毎日各世帯から左の事項を申告せしめる。

- 一 家計上の現金支出に関する事項
- 二 家計上消費した現物支出に関する事項
- 三 世帯員及び住居に関する事項

総理府統計局が指定したものの価格及び料金について調査施行市所における五月十六日現在の市場価格と郵道府縣を遁りて報告せしめる。

三 調査の範囲及び客体の割当数

(1) 調査地域	市制施行地 二、七ヶ所 町制施行地 一四七
(2) 調査客数	調査地域における調査客数の割当区分は左のようにする。
	人口二〇万以上の市 二〇〇世帯
	人口一〇万以上二〇万未満の市 一五〇世帯
	人口五万以上一〇万未満の市 一〇〇世帯
	人口五万未満の市 九〇世帯
	町制施行地 七〇世帯
	計 三三二九〇世帯

四 調査世帯の選定方法

(1) 調査単位区の設定は昭和二十五年國勢調査に用いる調査区を基礎として、任意抽出法により総理府統計局がこれを行う。

(2) 右により選定された調査単位区外より総理府統計局長の指示する亦法にもとずき、各市所において調査世帯の選定を行う。但し世帯の抽出選定に当り左の世帯が当たるときはこれを除外し所定の方法により別の世帯を調査世帯とする。

- イ 単独世帯
- ロ 飲食店、旅館、寄宿舎、玄人下宿屋、刑務所等
- ハ 選定の際一箇月以内に移轉する旨を花方より申出た世帯

- ニ 営業を営んでいゝ世帯で営業上の支出と家計上の支出とが混淆し分離できない世帯。
- ホ 文書や記入能力のない世帯。
- ヘ 常時不在の世帯。
- ト 家族に長期療養者等があつて記入に堪えない世帯。
- チ 常時家族の大多数が二食ないし三食外食している世帯。
- リ 貸座敷、行倉、置屋等を営んでいる世帯。
- ヌ 賄付の同居人がいるか、又は同居人の収支を分離できない世帯。
- ル 一段歩以上(水海道は五段歩以上とす)の耕地を耕作している世帯。
- ヲ 調査施行市町長が不適格とみとめた世帯。
- ハ 食料品店または食料品製造を営んでいる世帯は一調査員受持区域内外の世帯に限る。

(2) 右により選定された調査世帯の世帯主を申告義務者とする。

五 調査の期間

昭和二十五年五月一日から五月三十一日まで三十一日間

六 調査の方法

調査の執行は総理府統計局長がこれを管理する。調査の事務を執行するためまでに、施行市町の要員を指導員とし、その下に調査員を配属する。その割当は左の通りである。

	指導員	調査員
人口二〇万以上の市	四	一四
人口一〇万以上二〇万未満の市	三	一一
人口五万以上一〇万未満の市	二	八
人口五万未満の市	二	六
町	一	五
計	六〇	二三四

七 記入期間及び調査票の提出

- (1) 五月一日から十日までを記入期間第一期とし、十一日から二十日までを第二期、二十一日から三十一日までを第三期とする。
- (2) 調査員は記入者から記入済の第一期分調査票を五月十一日から十三日までに、第二期分調査票を二十一日から二十三日までに、第三期分調査票を六月一日から三日までに取り集め、内容検査の上各期分毎に市町長に提出する。
- (3) 市町長は調査員の提出した調査票を内容検査した後次の区分により都道府県知事に提出する。

	縣市所在地	縣市所在地以外の各
第一期分調査票	五月十五日	五月十五日
第二期分調査票	五月二十五日	六月五日
第三期分調査票	六月五日	六月五日

更に市庁長は、指導員として調査地域における総府統計局長が指定す。五月十六日現在における市場小賣価格等らにその純利価格及び料金を調査せしめ、この価格報告を五月二十五日までに都道府県知事に提出する。

- (4) 都道府県は縣市町村の分については第一期分調査票を五月二十二日までに、第二期分調査票及び前項の価格報告を六月二日までに、第三期分調査票を六月十二日までに総府統計局に送達し、縣市町村以外の分は直ちに人口階級の大きい都市から順次集計に着手し、集計を終了した都市を適宜とりよめ一箇月間の調査票とともに総府統計局に提出するものとする。但し右提出の最終日限は七月十五日とする。

#### 八 集計事項及び集計方法

##### (1) 集計事項

- (a) 主要生活用品（費途を含む）の平均価格及び一世帯当り一箇月間の購入数量と支出金額（市町別）
- (b) 一世帯当り一箇月間の平均支出金額（市町別）
- (c) 消費者物価地域差指数

##### (2) 集計方法

市町村所在都市の分については統計局において中央集計し、その他の市町については市町村に於いて都道府県集計するものとし、調査終了後五箇月以内に出報を完了するものとする。

#### 九 調査結果の公表方法及び期日

集計事項の全てにつき集計完了の都府公表する。（最終の公表は調査後七箇月以内とする）

なお統計局において公表するまでは都道府県における公表は認めない。

#### 十 調査の関係書類の保存期間及び保存責任者

- (1) 保存期間 一箇年
- (2) 保存責任者 総府統計局長

#### 十一 統計事務職員

総府統計局、都道府県、市及び地方自治体においては統計法第十條第三項<sup>(但書)</sup>の規定により同條第一項及び第二項に定める者以外の者をこの調査に従事させることができる。

#### 十二 統計調査員

この調査の事務に従事させるため統計法第十二條の統計調査員を置く。統計調査員は市町村長の推せんに基づき都道府県知事が任命する。

#### 十三 謄本の交付

指導員及び統計調査員には統計法第十三條に基づき謄本を交付しない。

#### 十四 調査票の使用

この調査の調査票は統計法第十五條の規定により統計以外の目的には使用しない。

#### 十五 経費

概算 二二〇〇万圓

(註) 債限の箇所は今回の改正を示す。

○ 特別消費者価格調査  
昭和二十四年三月二一日 指定統計に指定

(調査実施期日) 昭和二十四年五月  
昭和二十四年十一月  
昭和二十五年五月

○ 小売物価統計調査  
昭和二十五年五月八日 指定統計に指定

○ 家計調査  
昭和二十七年九月四日 指定統計に指定